平成２１年（フ）第７７３号
奈良県大和郡山市西田中町118番地１　８号
債務者　阪田　奈美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８４６号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北４丁目３番６号
債務者　眞宮　清美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
奈良市西大寺新町１丁目４番６号　春風荘Ｂ103号
債務者　高宗真一郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
奈良県大和郡山市南郡山町30番地３　ジャルス郡山206号
債務者　仲谷　七郎
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
奈良県桜井市大字三輪266番地の２
債務者　名倉由利子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
奈良市大安寺３丁目11番20―Ａ101号
債務者　森永　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目７番44号102
債務者　大渕　論美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地124
債務者　大垣　俊夫
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４０号
青森県弘前市大字大町２丁目１番地12　メゾンドヒグチＡ―７号
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５２号
福島県相馬郡飯舘村草野字赤坂60番地
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７７７号
北九州市八幡西区浅川台２丁目７番３―403号
債務者　山本　正和
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３２号
北九州市小倉北区若富士町９番９―803号
債務者　篠原　正則
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番10―109号
債務者　下畑　清美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１号
北九州市八幡東区東山２丁目２番21号
債務者　石丸由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４号
北九州市小倉北区中井１丁目20番４―311号
債務者　植木　泰子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６号
北九州市小倉北区木町２丁目５番10号
債務者　木津　賢一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地49番1103号
債務者　市川美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部